

4 議会運営委員会における村岡正嗣議員の質疑

2017年2月20日

委員長

平成29年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料2を、あらためて配布しておいた。

各会派で御検討いただいたかと思うが、平成29年度の特別委員会について御協議願う。

何か御意見はあるか。

<了承>

石川委員

我々としては、資料2の特別委員会にプラスして、議会運営について再検討するような特別委員会の設置を提案する。

村岡委員

我が会派は、特別委員会については緊急かつ必要のあるものを設置すればよい、と考えているので、現在は特別に立ち上げる必要はないと考える。しかし、先ほど議会改革の特別委員会の話が出た。これは必要であるということで、我々も提案したいと思う。

小島委員

変更の必要はない。

委員長

ただ今、様々な御意見をいただいたが、協議を調えるにはもう少し時間が必要かと思うので、次回の議運であらためて御協議いただくことでよいか。

<了承>

2017年3月2日

委員長

議案（第1号議案ないし第64号議案）及び請願の各委員会付託についてである。今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、8件の各分野の計画策定議案（第35号議案ないし第42号議案）が提出されている。このことについて、自民から発言を求められているので、よろしく願います。

小島委員

今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、第35号議案「埼玉県多文化共生推進プランの策定について」をはじめ、8件の分野別計画の策定議案が提出されている。

他方、同条例に基づく議案として、去る9月定例会において、第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」が提出され、5か年計画特別委員会に付託され、現在審査中である。

今回、知事から提案のあった8件の分野別計画の策定議案については、現在審査中の5か年計画との整合性を含めて、慎重に審査する必要があると考える。

したがって、第35号議案ないし第42号議案については、5か年計画特別委員会に付託し、審査することが必要かつ適切であると考えます。

そのため、現在の5か年計画特別委員会の付託事件に、「各分野における基本的な計画の策定

に関する件」を追加していただきたく、提案する。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

村岡委員

確認したい。今、小島委員から説明があったように、昨年9月に5か年計画特別委員会の設置が決まったが、その際は、本会議において「新たな5か年計画の策定に関する件」を付託事件として設置が議決された。

今回、付託事件を追加したいとのことだが、同委員会の設置を決めた後、今回の基本計画の議案がそれぞれ独立したものとして提出されてきている。付託事件を追加するというのであれば、手続的には、本会議で5か年計画特別委員会の設置目的の変更が必要になるのか否か、議会議務局にそのルールを確認したい。

田村委員

事務局が答える話ではない。委員長が答えればよい。

委員長

付託事件の追加をするだけである。さきほどの話は、8つの基本計画の取り扱いについて、現在審議中の5か年計画の下位計画であることに鑑み、その整合性を保つため、5か年計画特別委員会に付託をしてはどうかという提案だと理解している。

村岡委員

整合性を持たせるということは分かる。予定では、明日5か年計画特別委員会が開催され、質疑や討論がなされるものと思う。そこで、上位計画が仮に決まるとすれば、月曜日に常任委員会が開かれた際に、その上位計画を念頭に置いて、各常任委員会で十分な審議が行われればよいと思う。5年前も同様のことがあったように思うが、新たな5か年計画を策定するための特別委員会に付託をするということを、議運で決められるのかどうかを聴いている。また、今後、6定、9定でこうした基本計画の議案が提案された場合はどうするのか。

委員長

それは今議題となっている件が決まった後の話になる。議事課長から説明させる。

議事課長

ただ今の質疑はあくまで仮定の話となる。特別委員会は特別な案件を指定して設置している委員会であるので、6定、9定で5か年計画特別委員会があるかどうかは、現時点では確定できない。したがって、基本計画をその時どうするかはお答えしかねる。

村岡委員

5か年計画特別委員会に付託事件を追加することは、議会のルールとして認められる、というのが自民の主張だが、それを前提とすると、今週金曜日に5か年計画特別委員会が開かれ、討論、採決まで行われる予定だと思う。基本計画を5か年計画特別委員会に付託するとすれば、その審議は日を改めて行うのか。

委員長

手続き上の関係なので、議事課長から説明させる。

議事課長

現在御協議いただいている案件は、議案をどの委員会に付託するかというものである。

その先のスケジュールは、各委員会で決めるものである。

野本委員

最初に5か年計画特別委員会を設置する際に、何を審査するかが議論になったのだが、長中期の計画については特別委員会で審査するという事で設置が決まった。そして、設置された特別委員会に何を付託するかについては、個別の計画ごとに対応することとした。全体としての総合的な5か年計画はもちろん、個別の計画についても重要なものは5か年計画特別委員会で審査する。軽微なものは各常任委員会に付託する。そういう考え方であった。また、重要であるかどうか、どちらに付託するかは議会の判断で決めればよいということだった。主に、国の計画を引き延ばしたような、そのまま県に持ってきたような計画、県で特別の意思を持って作ったものではない計画については、常任委員会で処理してよいだろう、そういう判断であった。

もう1つ申し上げると、議案をどの委員会に付託するかということは議会が決定することであり、何の疑義もない。

村岡委員

私も以前5か年計画特別委員をやっていた。この基本計画は独立した議案として上程されているが、その付託先を、新たな5か年計画の策

定のために設置された5か年計画特別委員会とすることは、その設置目的との兼ね合いで、可能なかどうか尋ねたところ、問題ないとの意見が出た。その点をもう一度委員長に確認したい。

委員長

可能である。そのために、5か年計画特別委員会に付託事件を追加したい旨の提案があり、御協議いただいているところである。

村岡委員

最後に、提案者に1点質問する。

予定からすれば、明日、5か年計画特別委員会の最終審議となると思うが、基本計画はいずれも既に上程されていたものである。なぜ今日その提案をしたのか。もっと事前に協議できたのではないか。

小島委員

申し上げるまでもなく、今日が委員会付託の日である。今までも議運で各種議論されてきたが、委員会付託を行う本日、その協議を行う際に議題とすることが順当だと考えた。

菅委員

本定例会の初日に8本の基本計画が議案として提案され、各常任委員会に付託される予定で動いている。それを議運の席で付託替えをするのでは、十分に議論する時間が持てないし、5か年計画特別委員の負荷が余りに大きくなる。そういう意味では、もっと早めに議論しておくべきだったのではないかと考える。

委員長

付託替えではない。今、どこの委員会に付託をするかを協議しているところである。

それでは、5か年計画特別委員会の付託事件に「各分野における基本的な計画の策定に関する件」を追加することについて、本日の本会議において、議員提出議案の提案説明終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることでよいか。

<了承>

2017年3月27日

委員長

次に、(3)委員会付託の確認についてだが、教育長に係る議案は、文教委員会に付託することによいか。

<了承>

村岡委員

委員会付託の確認について、我が会派の意見を述べさせていただく。本会議において、知事から提案理由の説明がある。それに対して質疑の機会が与えられると、ここまで了承した。これにより、正規の手続を省略するのではなく、一步踏み込んで、議会として丁寧に審議することになるため、午前中に自民が提案した慎重審議の機会が与えられることになると思う。よって、その後の委員会付託で教育長に関する審議をするということについては、そこまでやることは必要ないというのが我が会派の考えである。

小島委員

本日は今定例会の閉会日であり、文教委員会

において本日中に審査を行うことは時間的に無理があると思う。

については、新教育長の任命同意議案は、文教委員会に付託のうえ閉会中の継続審査とすることを提案する。

委員長

この際、申し上げる。

今朝の議運でも自民から発言があったが、新教育長については、慎重審議を行うことが適切であると考えている。

ただ今発言があったとおり、会期末を迎え、時間もないことから、文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とするので、御了承願う。

野本委員

参議院の附帯決議に関係する話だが、平成26年7月17日付けの文科省初等中等教育局からは「教育長の任命の議会同意に際しては、新『教育長』の担う重要な職責に鑑み、新『教育長』の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられる」旨の通知が届いているようである。つまり、新教育長の職責というのは、埼玉県4万人の教職員の執行権者として、今までの教育委員会委員長の職務も重なってくるわけであり、場合によっては知事に匹敵する執行権を持つ、非常に重いものとなる。次代の埼玉県を背負っていく若者を育てる機関を担う重要な人事である。参議院の附帯決議、また、文科省の通知を基に、閉会中に委員会審査を行うことで、各会派ともきちっと聴くべきことがあると思う。全く新しいことであるので。そうして質疑を行った上で、あるいは所信表明をいただいた上で、教育長の議案を決定した方がよいと考え、閉会中の継続

審査を求める。そういうことである。

石川委員

議会がチェック機関としてきちっとチェックするという主旨は理解しているが、今、継続審査という言葉があった。文教委員会に付託するところまではおおむね理解したが、議運で継続審査を決めてよいものか、疑義がある。

野本委員

委員会付託をするということなので、本来であれば文教委員会で継続審査を決定すべきものだが、時間がない。異議がなければここで決めてもいいと思うが、そうでなければ本会議で、議長の議事整理権に基づいて、議長が継続審査を発議するということが考えられる。

村岡委員

私たち会派の意見を述べさせていただいたところ、野本委員から補足の説明をいただいた。教育長の重要な職責は全くそのとおりである。従来であれば正規の手続きを省略していたが、今回、法改正に伴う初めての教育長であるので、提案者である知事から説明を受けて、それに対しては誰でも質疑ができるわけであるから、それをして、その後同意の可否を決めるという手続きを経れば、私はよからうと思う。

今の教育長通知の中には、「委員会において」とまで踏み込んで書いてあるわけではない。また、委員会で審議するとなれば、文教委員会に委員を出していない会派もあるし、委員会審査の中で、場合によっては、教育長候補者の思想・信条まで踏み込むような議論に発展しかねない。議会側がそこまで関与するのは行き過ぎだと思う。それが我々の態度の根拠である。これも補足として意見を述べさせていただく。

野本委員

それは議会側の審査のやり方の話だから、きちっと議会の良識に基づいて対応すればよい。

委員長

委員長から申し上げる。

今朝、教育長に係る議案については正規の手続により審議することを御決定いただいた。そのため、原則に則って、議案は委員会付託することとしたいと思う。また、その後の取り扱いについても御意見をいただいたので、教育長に係る議案を文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることについて、次の本会議において、教育長に係る議案に対する質疑の後、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

石川委員

ここで継続審査と決定することについては反対である。

委員長

本会議で、議長発議により起立採決することの是非を確認している。

石川委員

失礼した。

菅委員

基本的なことを伺う。教育長の議案を議長発議により継続審査とすることはおおむね理解するが、教育行政の権限の空白期間ができないのか、その辺の説明がなかったので確認したい。

小島委員

新教育長が任命されるまでの間は、知事が現教育委員のなかから代理者を指名することができる。経過措置で定められているので、空白は生じない。

菅委員

どのくらいまで継続審査となるかわからないが、その間はそれに対応するということが。

小島委員

対応措置はすでに整っている。

委員長

それではさきのとおりでよいか。

<了承>